15　設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

16　設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備を除く。

17　設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。

18　設備規則第五十四条の二の二に規定するラジオゾンデに限る。

19　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

20　占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。

21　携帯用位置指示無線標識のうち、G一B電波を使用するものに限る。

22　携帯用位置指示無線標識のうち、A三X電波を使用するものに限る。

様式第七号注4の表中「

第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS

」を

第2条第1項第68号に掲げる無線設備	LS
	TI

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十三日

総務大臣　山本　早苗

第二項の表六の項中「遭難自動通報局」の下に「（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）」を加える。

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号並びに別表第三号の13の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十三日

総務大臣　山本　早苗

第二項第二号㈠中「故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前」を「偶発的に電波の発射が連続して行われるときは、四十五秒以内」に改め、同号㈢中「十億分の一以下」の下に「であり、かつ、直線回帰により求められた直線からのばらつきは十億分の三以下」を加え、同号㈤を次のように改める。

㈤　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。

第二項第二号㈥⑴を次のように改める。

⑴　構成は、国際的なコスパス・サーサット計画協定に基づいた技術仕様に適合するものであること。

第二項第二号㈥⑵中「最大四四〇ミリ秒」を「四四〇ミリ秒又は五二〇ミリ秒（許容偏差は、それぞれ（±）一パーセントとする。）」に改め、同㈥⑶中

「G1（X）＝1＋X³＋X⁷
G3（X）＝G1（X）・（1＋X＋X²＋X³＋X⁴）
G5（X）＝G3（X）・（1＋X⁷＋X¹⁴）」

を

「G1（X）＝1＋X³＋X⁷
G3（X）＝G1（X）・（1＋X＋X²＋X³＋X⁴＋X⁷＋X⁸＋X⁹＋X¹⁰）
G5（X）＝G3（X）・（1＋X¹¹＋X²²＋X³³＋X⁴⁴）」

に改め、同㈥⑷中「一パーセント」を「（±）一パーセント」に改め、同項第三号㈣を次のように改める。

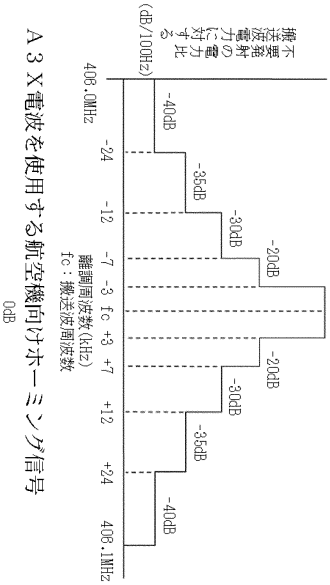
㈣　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、別図のとおりであること。

別表を削る。

別図を次のように改める。

別図　帯域外領域における不要発射の強度の許容値

1　G1B電波を使用する人工衛星向け信号



2　A3X電波を使用する航空機向けホーミング信号